

令和7年度 特定非営利活動法人
総合福祉サポートセンターはだの 事業報告

1 令和7年度事業計画の重点項目への取り組み

(1) 法人後見ニーズに 대응

- ・新規受任依頼が6件あり、4件申立を行い、内2件を新規受任した。
- ・残り2件は令和7年度末までに審判確定しておらず、令和8年度に反映する予定。

(2) 地域連携ネットワークへの参画

- ・秦野市成年後見利用支援センターが行う会議や権利擁護支援検討会議に参加し、地域の相談機関や受任団体等との意見交換を行った。
- ・行政、関係機関、家族会、支援学校高等部への講師派遣依頼に5件応じた。

(3) 権利擁護の実践

- ・苦情解決スキームについて、情報収集に努めたが、マニュアルの作成には至らなかった。
- ・民法改正、社会福祉法改正の情報については、成年後見利用促進専門家会議、社会保障審議会等のYouTubeや資料にて、情報収集を行い、令和8年度事業計画に反映した。

(4) 職場環境の改善

- ・BCPについて、職員に周知されるよう回覧を行ったが、災害時を想定した訓練には至らなかった。
- ・職員が適切な自己評価と目標設定が行えるよう、チェックリストを作成した。半年毎に、自己評価と目標設定を行い、上長面談及び評価を実施し、業務分掌を改めた。

2 成年後見事業の体制

・開所日及び開所時間

月曜～金曜（祝祭日を除く） 9時30分～17時30分

・職員体制

担当者7名（専任。常勤3名、非常勤4名）

・緊急時の連絡体制

休日や夜間等、緊急の連絡に対応する為、24時間365日、担当職員が交代で携帯電話（法人後見専用電話）を持ち、対応した。

3 事業概要

(1) 成年後見に関する相談

- ・成年後見制度全般に関する相談や当法人の成年後見事業に関する相談に応じた。
- ・「ばれっと・はだの」が支援する方の面談に同席するなどの対応を行った。

(2) 申立支援

- ・当法人が後見人等候補者となっている方の申立を支援した。
- ・申立前に行う本人とのマッチング面談を行った。

(3) 成年後見（法人後見）受任

※主に障害者等への自立生活を支援する一助として、個人ではなく法人が後見人となる「法人後見」を実施した。また、チェック機能として、外部委員が参加する成年後見事業運営委員会を毎月実施し、出納については法人全体でチェックするなどの対応を行った。

※当法人の後見活動においては、障害のある方を中心に10代～70代と幅広い年齢層の方を受任しており、身上保護に重きを置いた支援を行っている。

（具体的な内容については、「6 受任者の対応状況」等を参照）

身上保護…本人との面会（原則月1回、施設等への訪問を行い、状況確認をする。）

関係機関との連携（ケア会議、個別面談等への参加）

諸手続き（サービス利用関係の契約、行政関係の手続き）

その他（衣類等の購入、通院付添など個別に応じた支援）

財産管理…収支の管理（利用料、各種税金等の支払い、年金の受領）

生活費等の管理（施設及び本人と相談し、月々の小遣い等を手渡す）

その他（遺産分割、不動産売却等については専門家へ依頼する）

(4) 普及・啓発

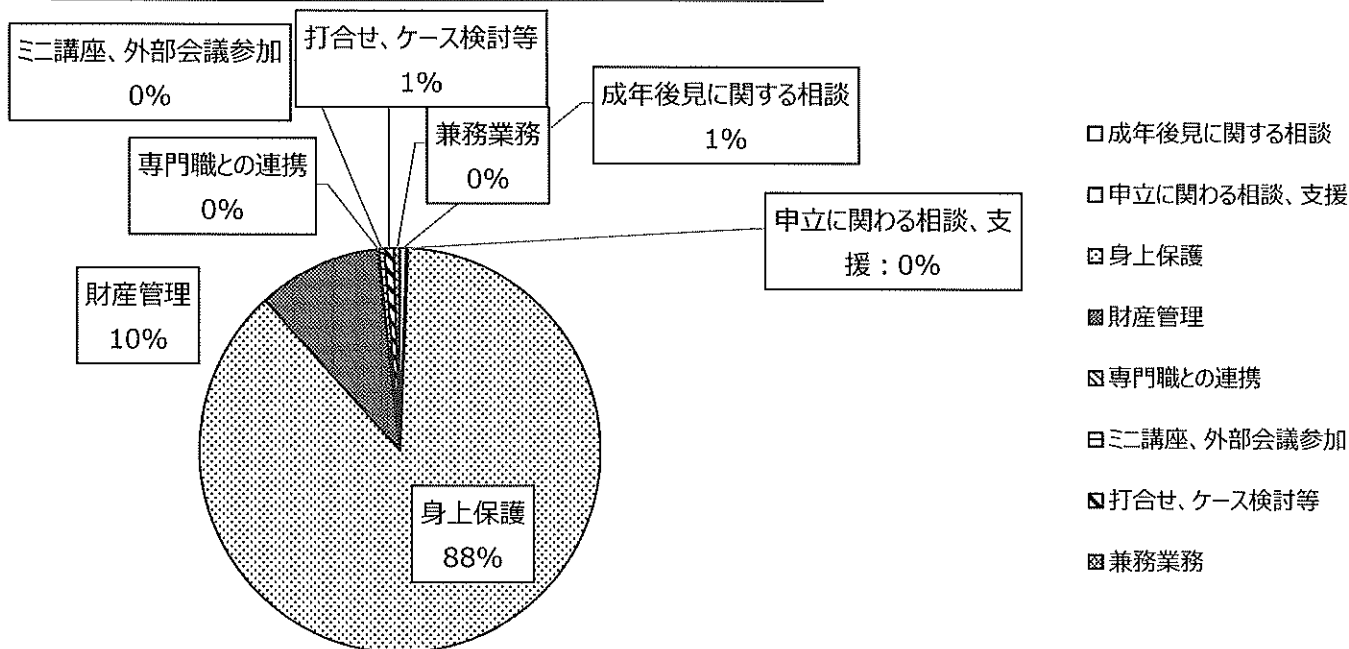
- ・法人後見事業概要や事例報告等の講師派遣の実施
- ・秦野市成年後見ネットワーク会議等への参加

4 活動状況

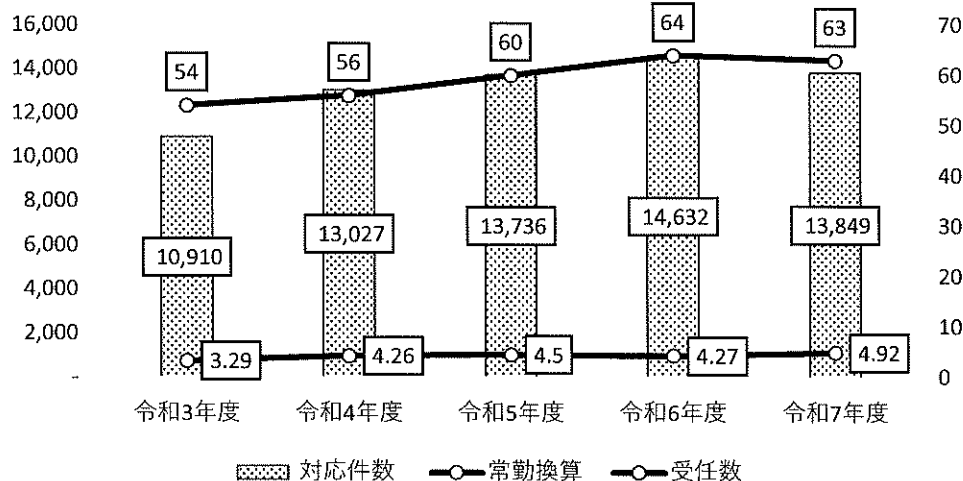
活動件数（活動内容、対応方法）

	活動内容	件数	前年度
相談	成年後見に関する相談	67	139
申立	申立に関わる相談、支援 (受任に関する相談含む)	24	104
受任	身上保護	12,131	12,412
	財産管理	1,384	1,776
	専門職との連携	17	21
普及・啓発	ミニ講座、外部会議参加	60	91
法人内検討	打合せ、ケース検討等	101	89
その他	兼務業務	66	-
	計	13,850	14,632

対応方法	件数	前年度
電話	5,003	5,493
郵便	2,869	2,987
訪問	2,623	2,665
面会	852	635
来所	780	921
メール	1,086	1,276
その他	121	118
計	13,334	14,095
(内 時間外対応)	332	410

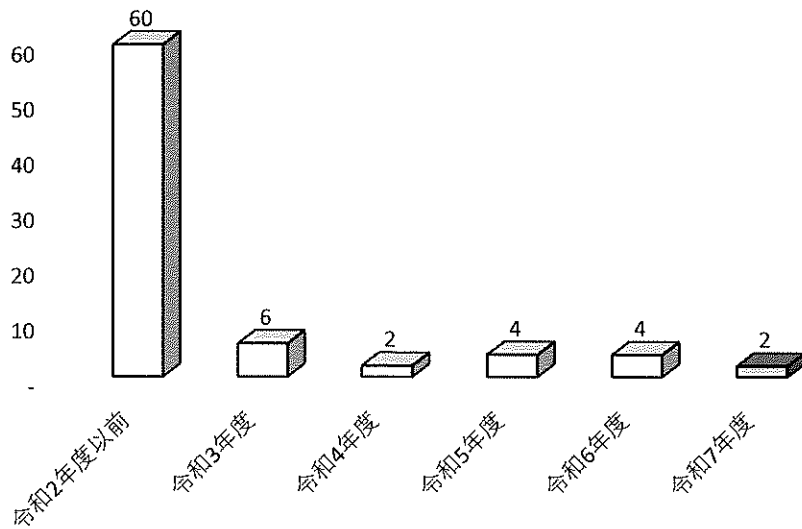


対応件数、常勤換算、受任件数の推移



5 受任者の状況

(1) 新規の受任状況（累計：78名）

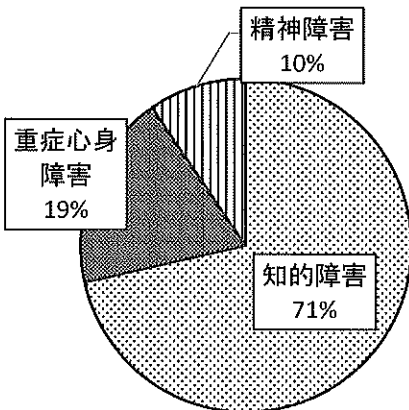


今年度は6名の受任依頼があり、内2件新規受任した。また、これ以外に2件、今年度内に審判が下りたが、審判確定日が4月以降となったため、次年度の新規受任件数に反映する予定。 ※詳細は「7. 法人後見事業者支援事業」を参照。

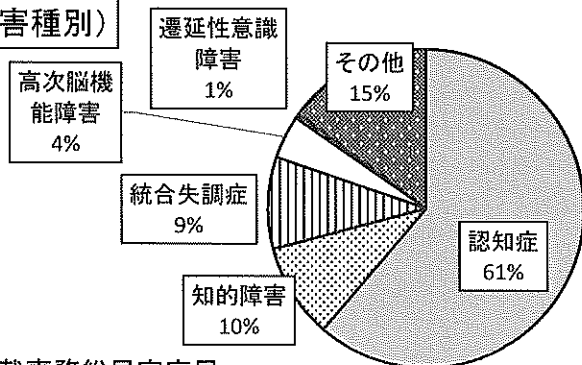
(2) 成年被後見人等の状況（現受任数：63名）

a. 障害種別

NPO(障害種別)



全国(障害種別)

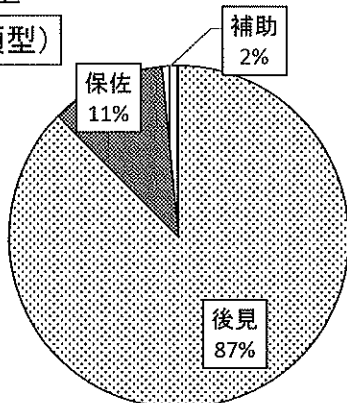


※最高裁事務総局家庭局

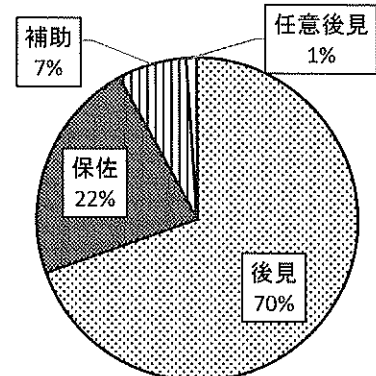
「成年後見関係事件の概況(R7.1~R7.12)」より引用

b. 類型

NPO(類型)



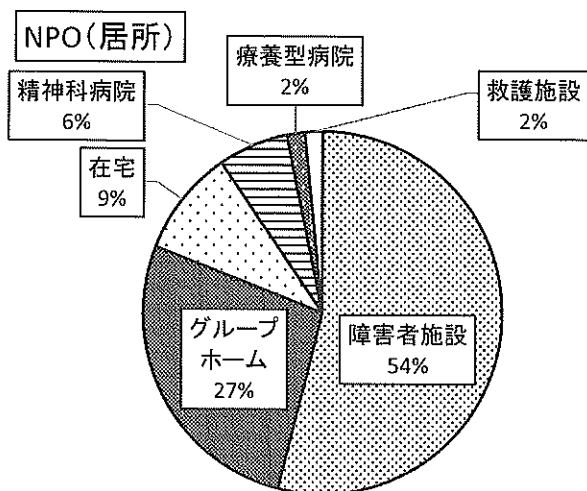
全国(類型)



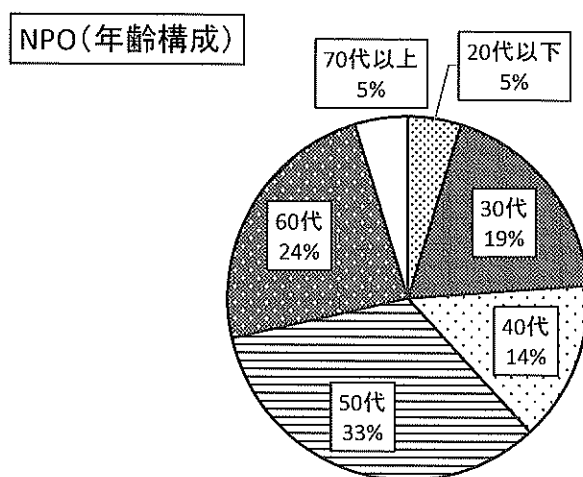
※最高裁事務総局家庭局

「成年後見関係事件の概況(R7.1~R7.12)」より引用

c. 居所



d. 年齢構成



今年度も活動比率に、大きな変化はなかったが、4年連続で1万3千件を超えた。

また、今年度中に3名死去され、受任総数は1件減少した。

年齢については、10代後半～70代後半までと幅広く、児童福祉から介護保険まで、幅広い対応が求められた。

6 受任者の対応状況

(1) ケース特記

入院手続き12件、退院手続き12件、相続6件を行った。

- 入院手続きについては、昨年度は6件だったが12件に倍増した。これに伴い、退院手続きも同様に12件あり、入退院合わせて24件対応した。
- 相続については、昨年度は10件だったが6件に減少した。内2件は手続き完了しているが、4件は年度内に相続手続きが終了していない。相続手続きのうち、2件は当法人で対応しているが、残り4件は専門職に依頼した。
- 介護保険施設に入所していた70代の高齢者2名が、身体状況の悪化に伴い、療養病院に転院後、死去された。また、40代の重症心身障害者1名も原因不明の意識レベル低下により死去された。3名の内、2名は相続人調査を行い、疎遠だった親族に連絡が取り、財産等を引き継いだ。もう1名は身寄りがなく、相続財産清算人選任申立を行う予定。

(2) 通年で行っている対応等

- 衣類やラジカセ、髭剃りなどの生活用品等の購入を施設や遠方のご家族より依頼され、都度対応した。
- サービス等利用計画や個別支援計画等の面談、認定調査については、可能な限り、同席したり、電話等で意見を伝えるなどした。
- 各種サービス支給申請、国民健康保険料支払い、高額療養費申請、補装具支給申請、確定申告などを行った。
- 施設入所している方の空き家となっている自宅管理の一環として、年に数回、自宅の様子を見に行き、適宜、草取りを業者に依頼したり、年間で草取り契約を行うなどした。

(3) 家庭裁判所への報告

後見事務の監督機能として、原則年 1 回の定期報告を兼ねて家庭裁判所へ報酬付与申立を行っている。今年度は 58 名の方の報酬付与申立を行ったが、業務多忙で年度内に 7 件提出できず、令和 7 年 4 月に提出することとなった。また、報酬清算も同様の理由で間に合わず、5 件が未収金となった。

成年後見利用支援事業（報酬助成）については、家庭裁判所の報酬審判額が、秦野市の報酬助成額を上回り、全額受領できないケースが 2 件あった。これについては、返済計画を作成の上、生活費等に負担のない範囲で、返済を受ける予定。

7 法人後見事業者支援事業（補助事業）

秦野市より補助金交付を受け、下記のケースの受任依頼を受けた。

	状況	年齢層	障害種別	類型	申立人	備考
1	新規受任 (累計 77 件)	30 代	知的障害	後見	市長	R6、相談支援専門員より相談。家族全員に申立が必要となる可能性もあり、地域共生支援センターを紹介。地域共生支援会議を経て、当法人に受任依頼。R8.3～、当法人で受任。
2	終結	10 代	知的障害	不明	町長	R7.10、他市権利擁護センター（圏域）より、児童虐待ケースの受任依頼。複雑性 PTSD。援護が市外のため、受任不可と回答。県社協のアドバイザー派遣事業に繋ぐ。
3	新規受任 (累計 78 件)	60 代	知的障害	後見	市長	R7.11、秦野市障害福祉課より「親族が数名いるが疎遠。父親の金銭搾取の疑いもある」とのことから当法人に受任依頼。 R8.3～当法人で受任。
4	終結	不明	精神障害	不明	不明	R7.12、秦野市成年後見利用支援センターより受任依頼。相続について、親族間で揉めている。当法人では専門性が不足するため、受任不可と回答。
5	審判確定待ち	40 代	知的障害	後見	親族	R7.12、親族より相続発生し、司法書士より後見人が必要と言われたとのことから、当法人に受任依頼。R8.3、当法人で受任。
6	審判確定待ち	40 代	知的障害	後見	市長	R8.1、秦野市障害福祉課より「家族の高齢化による手続きの遅れや、本人の障害重度化に伴い、入院手続きなどの対応が必要」とのことから、当法人に受任依頼。R8.3～当法人で受任。

令和7年度中に受任依頼を受けていた6件のうち、No.1、No.3の2件を新規受任した。No.5、No.6の2件は、年度内に後見開始審判はおりたが、令和7年3月末日までに審判確定しなかったため、令和8年度に反映予定。

今年度は、財産管理を行っていた親族の死去や、高齢化に伴う課題があるケースが多く、親族申立は1件のみで、他の3件は全て秦野市長申立（障害福祉課）となった。

8 成年後見事業運営委員会の開催

原則月1回の会議を実施し計12回の開催となった。例年通り、受任者については、担当理事である後見委員会委員長及び外部委員より対応状況について助言をいただきながら、ケース検討等を行った。また、新規受任ケースについても承認を受けた。

9 職員派遣の状況

今年度は7件の依頼を受け、下記の講師派遣を行った。

研修名	内容	主催者	開催日	派遣職員人数
成年後見制度改正に向けた勉強会	成年後見制度の現況、国の動向～今後の秦野市の体制整備に向けて～	秦野市地域共生推進課推進課	令和7年6月24日	2名
令和7年度保護者学習会・職員研修会	成年後見制度について	秦野支援学校	令和7年7月31日	2名
成年後見制度の概要	成年後見制度について	秦野市手をつなぐ育成会西支部	令和7年8月27日	1名
多職種連携事例検討研修会	成年後見制度にまつわる事例検討	厚木市社会福祉協議会	令和7年8月28日	1名
令和7年度法人後見担当者基礎研修	① 法人後見の意義 ② グループワーク 「地域連携ネットワークについて」	神奈川県社会福祉協議会	令和7年9月12日	1名
虐待防止・権利擁護研修～「今日から出来る」虐待防止について考えよう～	職員向け研修	NPO 法人 roots	令和7年11月4日	1名
第4回地域生活支援委員会	成年後見制度の改正に向けて	秦野市手をつなぐ育成会	令和7年11月17日	1名

10 研修会参加状況

人材育成を目的に下記の研修に参加した。

研修名	主催者	開催日	延べ参加人数
管理栄養士ステップアップ研修	神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター	4日間（計24時間）	4名
成年後見制度の中間試案を考える学習会 ～法定後見を中心に中間試案を読み解く～	日本弁護士連合会	令和7年7月2日	1名
第1回意思決定フォローシステム 勉強会	一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan)	令和7年7月22日	1名
民法（成年後見等関係）改正における 中間試案のポイント説明会	日本社会福祉士会	令和7年7月23日	1名
令和7年度法人後見担当者基礎研修	神奈川県社会福祉協議会	令和7年9月12日	1名
重症心身障害児・者支援者向け研修会	国立病院機構神奈川病院	令和7年11月12日	1名
災害支援活動者養成研修	神奈川県社会福祉士会	2日間（計14時間）	2名
ミニ事例検討会	かながわ医療的ケア児 支援センター 湘南西部ランチ	令和7年12月8日	1名
令和7年度居住支援全国サミット	一般財団法人 高齢者住宅財団	令和8年1月16日	1名
令和7年度権利擁護支援シンポジウム 成年後見は終われるか？	公益社団法人 成年後見センター リーガル・サポート	令和8年2月6日	1名
令和7年度法人後見担当者現任研修 ～精神障害の特性を踏まえた対人援助を 行うための関係構築～	神奈川県社会福祉協議会	令和8年1月16日 令和8年1月22日	6名
支援の現場で活かす任意後見制度の 基礎知識	秦野市社会福祉協議会	令和8年2月6日	3名
第4回意思決定フォローシステム 勉強会	一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan)	令和8年3月6日	1名

1.1 会議等への参加

法人後見受任団体として下記の会議へ参加した。

会議名	主催者	開催回数	延べ参加人数
秦野市障害者支援懇話会 地域共生部門	秦野市障害福祉課	2回	2名
秦野市成年後見ネットワーク連絡会 及び受任団体意見交換会	秦野市社会福祉協議会	2回	2名
かながわ法人後見連絡会	神奈川県社会福祉協議会	2回	4名
日常生活自立支援事業契約締結審査会	秦野市社会福祉協議会	6回	6名
伊勢原市障害支援区分判定審査会	伊勢原市障害福祉課	10回	10名
虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会	(社福) さくらの家福祉農園	1回	1名
秦野市社協権利擁護支援検討会議	秦野市社協	1回	1名
秦野市介護給付費支給審査会	秦野市障害福祉課	12回	12名

1.2 まとめ

法人設立後、初めて1年間で3名の被後見人が死去され、終了ケースは最多となった。疎遠な親族を探すために、戸籍を取得するなど、死後事務が複雑化、長期化した。

被後見人等の過半数が50代を超え、親族の高齢化も顕著となり、毎年、複数の相続手続きが発生している。これに伴い、ケース対応と事務手続きを同時進行することが困難となったため、令和8年1月より、班内を「ケース担当」と「事務担当」に分け、主任を配置した。

職員の人数(常勤換算)は過去最多となり、ケース対応は昨年度より782件減少しているが、複雑な手続きや対応に関する調査、情報収集や、困難ケースの内部での相談など、件数に反映されない動きも多く、職員の負担は変わらず、今後の課題となっている。

今年度は民法改正案が取りまとめられるなど、新たな成年後見制度の方向性が示された。令和8年度は、新たな法律や地域のニーズに合わせた当法人の在り方、活動について、検討が必要と思われる。